

auでんきサービスのご利用に当たって【必ずご契約前にお読みください】

- 電気事業法第2条の13に基づき、電気事業法第2条の13に基づき、auでんき(高圧)(大和ハウス・KDDI)(以下、『auでんき』)の利用に関する契約の締結前に行われる供給条件の説明および書面の交付が、メールの送信またはインターネット等を通じて閲覧に供する方法で行われることについてご承諾いただきます。お客さまにご契約いただくサービスには以下のサイトに掲載する定型約款が適用されます。<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/conditions/> ご契約になる内容を十分にご理解いただいたうえで、お申込みください。

1. サービスの定義

- 『auでんき』とは、KDDI株式会社(以下、「当社」という)および大和ハウス工業株式会社(以下、「大和ハウス」という)が提供する電気サービスです。当社および大和ハウスが定める「(高圧)auでんき需給約款」にもとづき提供する電気の供給に関するサービスと、当社が提供する電気通信サービス等をお客さまが申し込む場合に、別添の申込書に記載された料金で、提供を受けることができるサービスをいいます。当社は、大和ハウスの代理人として、同社の提供する電気の供給に関するサービスを販売します。

2. ご契約に関するご注意

- 小売電気事業者は、以下の通りです。
大和ハウス工業株式会社
(住所)大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号 (登録番号)A0170
- あらかじめ「(高圧)auでんき需給約款」を承認の上、大和ハウスまたは当社所定の様式によって申し込みをしていただきます。
- auでんき料金そのほかの債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してもなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報をほかの小売電気事業者へ通知することがあります。
- 『auでんき』のご契約は、当社および大和ハウスがお申し込みを「承り書」により承諾したときに成立いたします。
- 契約電力が500kW以上の場合で、現在、お客さまが大和ハウス以外の小売電気事業者とご契約中の場合は、現在ご利用中の小売事業者に対し、解約のお手続きが必要となります。解約手続きの完了後に、小売電気事業者を大和ハウスに変更いたします。
- 申し込みを撤回される場合、当社まで必ずご連絡ください。『auでんき』の需給開始日以降にご連絡いただいた場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、お客さま自ら、元の小売電気事業者に新規ご契約手続きを行っていただく必要があります。この場合、当社の需給開始日以降、元の小売電気事業者に戻られるまでにご使用された電気料金については、当社にお支払いいただきます。
- お申し込み前に、現在ご契約の小売電気事業者の解約にともなう不利益事項を十分ご確認ください。例えば以下のような不利益事項が考えられますので、現在ご契約の小売電気事業者にご確認ください。
①違約金の発生(複数年契約等の場合) ②ポイント等の失効 ③継続利用期間割引に適用される継続利用期間のクリア ④過去の電力使用量に関する照会不可 ⑤現小売電気事業者による検針票の提供終了
※現在、お客さまが他の小売電気事業者とご契約中の場合、『auでんき』への切替日以降、他の小売電気事業者が提供する付帯サービスはご利用いただけません。
- 需給開始日(料金適用開始日)は、当社および大和ハウスが定める契約手続きに要する期間後の最初の検針日となります。なお、具体的な需給開始日は、別途郵送される「auでんき需給開始のご案内」にてお客さまにお知らせいたします。

2.ご契約に関するご注意

- 需給開始時の契約電力は申込書に記載のとおりといたします。
なお、(イ)契約電力が500kW未満の場合、その1月を含む過去1年間の各月の最大需要電力のうち最も大きい値とします。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は(ロ)の定めにしたがうものといたします。また、(ロ)契約電力が500kW以上の場合において、申込書に記載の契約電力を超えて電力を使用した場合、当社および大和ハウスは以後の契約電力をその1月に使用した電力とすることができるものとし、これに対しお客さまは異議を述べないものといたします。
- 所轄の一般送配電事業者により、毎月末日の24時(毎月翌月1日の0時)に検針を行い、(但し、東京電力エリアについては現在の請求書に記載のある検針日の24時)、使用電力量を計量いたします。なお、算定期間は、前月の検針時から当月の検針時までの期間といたします。
- ご契約期間は、契約が成立した日から1年間といたします。なお、契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたは当社および大和ハウスから別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとし、お客さままたは当社から需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、需給契約は期間満了により終了します。なお、同一条件で契約を更新する場合、契約期間を除く部分につき当社は重要事項説明および書面の交付を省略します。
- ご契約に当たっての最低利用期間は料金の適用開始日から起算して1年間といたします。
お客さまならびに当社および大和ハウスは、需給契約締結日以降、需給開始日から1年未満の期間内に需給契約を解約できないものとします。ただし、お客さまは、当社および大和ハウスに対し以下の算定式により算出される金額に加え、当社および大和ハウスが需給契約の履行および解約のために要した設備費用および工事費等の実費を支払うことにより、需給開始日から1年未満の場合でも需給契約を解約することができるものといたします。
- 【算定式の表示】**
[契約電力 × 1月当たりの基本料金単価 × 契約期間の残余期間] + [供給開始日より解約通知日までの1日当たりの平均電力使用量 × 電力量料金単価(需給契約に定める金額のうち、最も高い単価料金) × 契約期間の残余日数]

3. ご利用料金に関するご注意

- 電気料金は、所轄の一般送配電事業者が検針した使用電力量に基づき、当社が別途定める料金にて計算いたします。(詳細は、末尾記載の「auでんき料金の算定方法」をご確認ください)なお、電気料金の算定期間は、検針期間と同等といたします。
- 料金の算定期間中に契約の開始や解約があった場合は、日割計算をいたします。
- 電気メーターの故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、お客さまと当社および大和ハウスの協議によって定めます。
- 『auでんき』のお申し込みに伴う手続きおよび電気メーター取替工事に関しては、お客さまの費用負担はありません。ただし、需要家が別途費用を負担しなければならないことがあります。また、当社への電気の切り替えに伴い停電が生じる可能性があります。

4. 請求に関するご注意

- 『auでんき』料金のご請求は、ご利用月の翌月となります。
- 『auでんき』料金は、窓口払い・口座振替等の方法でお支払いいただけます。
- 当社は、お客さまが電気を不正に使用し電気料金の支払いを免れた場合、支払いを免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として、お客さまに請求いたします。
- 電気料金のお支払期日を過ぎてもなおお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息(14.5%/年)が発生いたします。
- 「(高圧)auでんき需給約款」にもとづき、電気の使用の開始(『auでんき』のお申し込みにもなう電気メーター取替工事を除きます。)や、お客さまの都合による設備変更等により、工事費用が発生する場合があります。
- auでんきご利用料金の請求は、WEB de 請求書ご利用規約の定めに従い「WEB de請求書」で行います。
- auでんきご利用料金は、他サービスとまとめてお支払いいただけます。この場合、「KDDIまとめて請求」に係る取扱い規約または「請求統合」に係る取扱い規約の定めに従い、お支払いいただけます。

5. 工事等に関するご注意

- お客さまのご利用されている電気メーターがアナログメーターの場合は、スマートメーターへ取り替える必要があります。本取替工事の際、お客さまの土地または建物への立ち入りおよび工事を実施いたします。取替工事は所轄の一般送配電事業者にて行います。その際、事前に所轄の一般送配電事業者よりご連絡をさせていただきます。
- 本取替工事の際お客さまの工事立ち会いの必要はありません。また、数分から数十分程度の停電が発生する可能性があります。
- 大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者は、検針や電気工作物の検査・保安等の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- 大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者の電気工作物(電気の引込線や電気メーター等)やお客さまの電気工作物に異常、もしくは故障がある場合は、速やかにお客さまよりKDDIもしくは所轄の一般送配電事業者へご連絡をお願いします。

6. 電気の供給停止について

- お客さまが次のいずれかに該当し、大和ハウスがその旨を警告してもあらためない場合には、大和ハウスは電気の供給の停止を所轄の一般送配電事業者に依頼することがあります。
 - ①お客さまの責となる理由により保安上の危険がある場合
 - ②電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ③契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ④そのほか、当社が定める「(高圧)auでんき需給約款」の内容に反した場合

7. 当社および大和ハウスからのご契約解除について

- 当社は、支払期日までに電気料金の支払いがない場合、ご契約を解除させていただく場合があります。当社との契約解除にともない無契約状態になると、大和ハウスにより事前に予告することなく電気の供給の停止を所轄の一般送電事業者に依頼することがあります。
- お客さまが電気の廃止期日の通知をせず電気のご契約場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合には、大和ハウスが需給を終了させるための処置を行った日に、『auでんき』契約は消滅するものといたします。
- 『auでんき』ご契約期間中に発生した料金の債権債務は、ご契約を解除した場合でも消滅いたしません。

8. お客さまからのご契約解除について

- お客さまの都合により『auでんき』の契約を解約される場合、事前に電気の使用停止日を定めて、末尾に記載のKDDI 法人お客さまセンターに解約のご連絡が必要となります。

9. その他

- 『auでんき』の料金やサービスを変更する場合は、あらかじめお客さまへお知らせいたします。
- 当社および大和ハウスは、「(高圧)auでんき需給約款」、各種説明書、各種案内等(これらの変更も含まれます)は、書面の交付(郵送)に代え、メール等の電子的媒体により、お客さまにお知らせすることを可能といたします。また、「(高圧)auでんき需給約款」、各種説明書、各種案内等の変更を行う場合、変更とならない事項についてはお知らせを省略することがあります。
- お客さまが故意または過失によって、電気ご使用場所内の大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者の電気工作物等の設備を損傷・亡失した場合は、その設備について修理費等を賠償させていただきます。
- 当社および大和ハウスの責とならない理由によって、お客さまが受けた損害については、当社および大和ハウスは賠償の責を負いません。
- auでんき契約者に係る情報の利用について
当社は、auでんき契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社契約約款等、又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用いたします。なお、本サービスの提供に当たり取得した個人情報利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

9. その他

- 以下に記載の事項のほか、所轄の一般送配電事業者が定める託送供給等約款を大和ハウスが遵守するために必要な事項について、お客さまが遵守することを事前にご承諾いただきます。
- (1) 電気設備に関する技術基準、法令等の遵守
お客さまは電気設備を使用するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等を遵守するものといたします。
 - (2) 力率の保持
お客さまの電気設備の負荷の力率は原則として85パーセント以上に保持するものといたします。
 - (3) 供給準備その他必要な手続きのための協力
お客さまは電気の需要場所において、所轄の一般送配電事業者が施設または所有する設備の工事維持のために必要な用地の確保等について協力するものといたします。
 - (4) 一般送配電事業者からの連絡
工事等に関して所轄の一般送配電事業者からお客さまへ直接連絡する場合があります。
 - (5) 一般送配電事業者による立ち入りへの協力
所轄の一般送配電事業者またはその関係者は使用電力量の確認や所轄の一般送配電事業者の設備等の設計、施工、改修または検査等の業務を実施するために、お客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、所轄の一般送配電事業者またはその関係者が立入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
 - (6) 保護装置の設置等の対策
お客さまが他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または所轄の一般送配電事業者等の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を施設していただく等の対策を講じなければならないことがあります。また、特に必要がある場合には、お客さまの負担で、所轄の一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。
 - (7) 保安等に対する協力
お客さまが所轄の一般送配電事業者の設備に故障や異状等を確認した場合は、すみやかにその旨を所轄の一般送配電事業者へ通知するものといたします。また、お客さまが所轄の一般送配電事業者の設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が所轄の一般送配電事業者の設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を所轄の一般送配電事業者へ通知するものといたします。この場合において、保安上特に必要があるときには、お客さまは所轄の一般送配電事業者の求めに応じて内容の変更をしなければならないことがあります。
 - (8) 調査に対する協力
所轄の一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気設備が技術基準に適合しているかどうか調査することがあります。調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまは所轄の一般送配電事業者に対し、電気設備の配線図を提示するものといたします。
 - (9) 一般送配電事業者による供給停止、使用制限または中止
保安上の危険のため緊急を要する場合やお客さまが故意に所轄の一般送配電事業者の設備を損傷または亡失し、所轄の一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合等においては、所轄の一般送配電事業者によって電気の供給を停止、使用制限または中止される場合があります。電気の供給を停止、使用制限または中止されたことにもなってお客さまが受けた損害について、所轄の一般送配電事業者ならびに当社および大和ハウスは賠償の責を負いません。
 - (10) 工事費等の負担
お客さまの電気設備の増設やお客さまの都合にもとづく事情等により、所轄の一般送配電事業者が設備の工事を行い、これにともなう工事費等の費用負担を大和ハウスが所轄の一般送配電事業者から求められた場合には、お客さまがその費用を負担するものといたします。
 - (11) 損害賠償の免責
当社または大和ハウスならびに所轄の一般送配電事業者へ故意または過失がある場合を除き、当社または大和ハウスならびに所轄の一般送配電事業者は、お客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責を負いません。

auでんき料金の計算方法

auでんき料金は以下の方法で計算されます。



注1) 電気の供給に必要な燃料費の価格変動に合わせ単価を毎月設定し、電力量に単価を乗じた「燃料費調整額」を請求致します。

注2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、法律に基づき、電気をご利用になるすべてのお客さまから電力使用量に応じ別途毎年決定されている単価を乗じた額を請求致します。
なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含んだ料金として計算します。

◆お問い合わせ

法人お客さまセンター「auでんき」専用デスク

携帯電話/一般電話から 0077-7081(無料)

0120-923-808(無料)

(受付時間: 平日 9:00~18:00 土・日・祝・年末年始を除く)

◆停電・故障のお問い合わせ

地域の電力会社にお問い合わせください。

- ・表記の金額は、特に記載がない場合、すべて税抜価格です。別途消費税等相当額がかかります。
- ・上記に記載のない事項の取り扱い、当社が別途定める「(高圧)auでんき需給約款」によります。
- ・「(高圧)auでんき需給約款」を変更する場合は、あらかじめお客さまに変更内容をお知らせします。
お客さまの異議の申し出がないとき、料金そのほかの供給条件は、変更後の「(高圧)auでんき需給約款」によります。